

九州大学学術研究員等規程

平成16年度九大規程第35号  
制定：平成16年4月1日  
最終改正：令和2年7月30日  
(令和2年度九大規程第19号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における特定の研究プロジェクト、共同研究、受託研究又は本学が行う先端的、学際的若しくは総合的研究（以下「研究プロジェクト等」という。）の推進を図るために雇用する研究者等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 この規程に基づき雇用する研究者等で、研究に従事するものの職名は学術研究員とし、直接研究を支援するものの職名をテクニカルスタッフとする。

(資格)

第3条 学術研究員となることができる者は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

(1) 博士の学位を有する者又は博士の学位を有する者に相当する研究能力を有すると認められる者

(2) 原則として他の職に就いていない者

2 テクニカルスタッフとなることができる者は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

(1) 大学卒業又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 原則として他の職に就いていない者

(選考)

第4条 学術研究員の選考は、研究代表者等の推薦に基づき、所属予定の部局等の人事選考会議での審査を経た上で行うものとする。

(称号)

第5条 九州大学特任教授等称号付与基準（平成16年度九大規則第77号）に定めるところにより、学術研究員に特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の称号を付与することができる。

(所属)

第6条 学術研究員等の所属は、従事する研究プロジェクト等の研究代表者等が所属する部局等とする。

(雇用期間)

第7条 学術研究員等の雇用期間は、5年を限度とする。

2 前項の学術研究員等の雇用期間が5年に満たない場合にあつては、雇用した日から5年を超えない範囲内で更新することがある。ただし、次に掲げる者にあつては、雇用した日から10年を超えない範囲内で更新することがある。

(1) 学術研究員のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項に該当する者

(2) テクニカルスタッフのうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2第1項第1号に該当する者で、期間が5年を超える研究プロジェクト等（期間が5年以内のプロジェクトであっても、明らかに継続性・発展性が認められるプロジェクトを引き続き実施する場合において、複数のプロジェクトを通算して5年を超えて実施する場合を含む。）に従事する者であつて、当該プロジェクト等において定めた実験機器の操作等のスキルの基準に適合し、同プロジェクト等において研究を直接支援する業務に従事する割合が50%を超え、かつ、同一人を5年を超えて当該業務に従事させる必要がある者

3 前2項の規定にかかわらず、学術研究員等の雇用期間及び更新された雇用期間は、学術研究

員等が65歳に達した日以後における最初の3月31日を限度とする。

4 前項に掲げる者のうち、学術研究員であって、特別な事情により、本学において教育研究遂行上必要なものについては、前項の規定にかかわらず、70歳に達した日以後における最初の3月31日まで雇用することがある。

5 第2項の雇用の更新に当たっては、第3条の規定を準用して選考を行うこととする。

(給与)

第8条 学術研究員等の給与は日給又は時間給とする。

(特例)

第9条 学術研究員については、総長が別に定めるところにより、この規程の一部の適用を除外し、必要な特例を定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第182号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第66号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第101号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第136号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第144号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第57号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第8号)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第19号)

この規程は、令和2年8月1日から施行する。